

<< 1級課題 -知財法務実務->>

【解答にあたっての注意】

1. ***START***から***END***までを英訳してください。
2. 解答語数に特に制限はありません。
3. 課題文に段落番号がある場合、これを訳文に記載してください。
4. 課題に図面が添付されている場合、該当する図面を参照してください。
★「課題図表の表示／非表示」リンクで表示

※以下の問題文は、画面サイズの関係から「全角40～41文字」で改行が入っています。
表示画面が小さい場合には、文中で不自然な改行が入ることがありますので、↓の点線が1行で表示される画面サイズに広げてご覧ください。

〔設問〕

以下に示す特許権侵害事件についての日本語説明文を、英語に翻訳してください。
翻訳後の語数に制限はありませんが、ほぼ600語前後を想定しています。(なお、設問として構成する過程で、判決原文の表現などを改変している部分があります。)

START

1 はじめに

本文は、知的財産高等裁判所（以下「知財高裁」）が、東京地方裁判所から控訴された特許権侵害事件控訴審において下した（注目すべき）判決の概要である。

A 事実関係

日本特許第3278410号の特許権者であるキヤノン、当該特許の請求項10に記載されている製造方法によって、同特許請求項1に記載されているインクカートリッジ（以下「キヤノン製品」）を製造、販売している。

リサイクルアシスト社（以下「リ社」）は、使用済みのキヤノン製品にインクを再充填して得たインクカートリッジ（以下「リ社製品」）を輸入する事業を行っている。使用済みインクカートリッジは日本国内又は外国において、キヤノンあるいはそのライセンスを受けた者が販売したものである。

キヤノンは、リ社製品の輸入及び販売差し止めと、リ社が保有している製品の廃棄を求めたものである。

B 両当事者の主張

リ社は、日本国内で販売されたキヤノン製品あるいは外国で販売されたキヤノン製品から製造したリ社製品について、当該特許権は「消尽」と主張し、自社の製品に対してキヤノンが特許権を行使することは許されないとした。

これに対してキヤノンは、リ社は、使用済みのキヤノン製品にインクを再充填しているものであるから、前記特許の請求項10に記載の製造方法を用いて請求項1の技術的範囲に属する製品を製造していることとなり、リ社製品に対して特許権の行使が求められないのは不当である、と主張した。

2 知財高裁の判断とその理由

A 物の発明に関する特許権消尽理論

（物の発明に関する）特許の特許権者又はそのライセンスを受けた者が、日本国内において当該特許に係る物品を譲渡した場合、当該特許権はその目的を達したもとして消滅する。したがって、当該特許権者はもはやその特許に係る物品の使用、譲渡、又は貸与等の行為に対して、差し止め処分を求めて特許権を行使することは許されない。

しかし、以下のいずれかの条件が満たされる場合には、特許権は消尽することなく、特許権者に権利行使が認められる。

(i) 特許製品が、その通常の製品寿命を超えて再使用され、あるいは再利用（リサイクル）された場合（第1条件）。

(ii) 第三者が、特許製品の本質的な部分につき、その全部あるいは一部を置き換え、又は改造した場合（第2条件）。

B 本事案への消尽理論の適用

本事案では、第1条件は成立しないとされた。

充填されたインクが消費される他、キヤノン製品の部品に物理的な変更あるいは改造が行われることはなかったため、インクを再充填してキヤノン製品をインク容器として再利用することができた。したがって、知財高裁は、当初充填されていたインクが消費された時点では、キヤノン製品はまだその通常の製品寿命に達していないと判断した。

しかし、本事案では、第2条件は成立するものとされた。

請求項1記載の発明の目的は、従来インクカートリッジに関してあった問題を解決することである。その問題は、従来のインクカートリッジと同様、安定したインク供給の効果を奏しつつ、インクカートリッジ開封時のインク漏れを防ぐことである。

上記の目的を達成するために、請求項1の発明は2つの本質的な構成上の特徴H及びKを備えている。これらH及びKは、インクを使い終わってインクカートリッジをプリンターから取り外してからしばらく後に失われる。

081PL_que.txt

リ社が使用済みキヤノン製品であるインクカートリッジの内部を洗浄し、その内部にある一定レベルを超えてインクを注入すると、前記の特徴H及びKがリ社製品に復元される。したがって、第2条件が成立しており、請求項1に係る特許権は消尽していないとされた。

END